

## 第1章 総 則 (第2節 一般事項)

- 1.2.4  
他の仕様書等の  
適用
- (1) この特記仕様及び設計図に記載されていない事項は、「東京都工事標準仕様書」の定めに準じて施工しなければならない。
- (2) この工事は設計図書に従い施工するが、設計図書に明記していない事項で、工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。
- 1.2.5  
特許権等の調査  
について
- この工事に使用する器材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に調査する。
- 契約書に規定する「特許権等」とは特許権のほか、実用新案権、意匠権、商標権及び名称その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。
- 1.2.6  
関係官公署の指導等
- 設計・施工にあたっては、関係官公署の指導等に従う。
- 1.2.7  
環境影響評価書の  
遵守
- 設計・施工にあたり、「世田谷清掃工場建替事業環境影響評価書」の内容（組合の運営管理事項を除く。）を遵守する。
- 1.2.8  
官公署等申請への  
協力
- (1) 請負者は、組合が行う官公署等への申請（国庫補助金を含む。）について、必要な図書の作成及び、手続きに協力する。
- 申請に係わる手数料費用は、請負者が負担する。
- (2) 本工事に、法令に基づく検査対象設備等がある場合、請負者は発注者の受検に協力しなければならない。
- 1.2.9  
前払金及び部分払
- (1) 前払金  
本工事は契約約款第34条に基づき前払金を支払う。
- (2) 部分払
- ① 部分払請求時期  
契約約款第38条に定める部分払は、既済部分が確認可能であって、組合がその請求時期を相当と認めたとき（1年度4回以内）とする。
- ② 既済部分の代価  
契約金額内訳書による。
- (3) 一部しゅん功  
一部しゅん功がある場合は「1.1.1.4 工期」による。
- (4) 実施設計料の支払  
実施設計料は、建築工事関係のみに支払う。
- 実施設計料は、設計が完了し検査に合格した後、10分の9以内で組合が定める金額を支払い、残りの金額は工事が完了し検査に合格した後に支払う。ただし、当該実施設計料相当の前払金は除く。
- (5) 設計図書で施工期限が定められた施工箇所のある場合、若しくは、完了前において性能又は仮組状態その他発注者の確認を必要とする場合は、監督員の指示により速やかに必要な書類（中間検査請求書）を提出しなければならない。

## 第1章 総則 (第3節 設計・施工条件)

	⑥ 原 図	1式 (提出範囲は②とし第2原図も可。なお、主要図の縮刷版を含む。)
	(3) 実施設計概要説明書 (A4 版簡易製本)	30部
	(4) その他	組合指定の標準仕様書を補足する事項又は標準仕様書によりがたい事項については、実施設計図書に記載する。
1.3.3	実施設計要領	実施設計の範囲、提出期限等は以下による。
1.3.3.1	実施設計の変更	実施設計完了後に特記仕様書に適合しない箇所が発見された場合には、請負者の責任において特記仕様書に適合するように変更を行うものとする。
1.3.3.2	仕様書の記載事項	(1) 記載事項の補足等 特記仕様書に記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って設計・施工することを妨げるものではない。 特記仕様書に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮するために当然必要と思われるものについては、すべて請負者の責任において補足・完備させなければならない。 (2) 参考図等の取扱い 特記仕様書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものであり、請負者は、実施設計図書で補足・完備させなければならない。
1.3.3.3	契約金額の変更	「1.3.3.1」及び「1.3.3.2」の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。
1.3.3.4	実施設計の一部先行承諾	実施設計は、一部を先行して承諾することがある。
1.3.3.5	疑義の解釈	特記仕様書等に疑義が生じた場合は、組合と請負者で協議のうえ決定する。
1.3.3.6	契約金額内訳書の作成	(1) 支払い等のため、契約金額内訳書を作成する。 (2) 書式等については、別途指示する。
1.3.3.7	別途工事との取合い	別途工事との取合い箇所については、監督員と十分協議して設計を行う。 特に、別途工事の外構工事及び植栽工事は、本工事と同時にしゅん功できるよう、工程、取合い等について十分調整を行う。
1.3.3.8	実施設計範囲	実施設計範囲は、以下の範囲とする。 (1) 建築工事関係 (建築機械設備、建築電気設備を含む) ① 敷地現況測量 (真北の測定を含む) ② 工場棟 ③ 煙突 (塗装等) ④ 計量施設

1.3.5

施工要領

1.3.5.1

設計図書の取扱い

(2) プラント工事関係

① 施工範囲

「1.3.3.8 実施設計範囲(2)及び(3)」とする。

② その他の本工事施工範囲

ア. 責任分界点より受変電室までの受電用引き込み管路は、本工事所掌とする。

イ. 蒸気配管は、熱供給に関する協定書の管理分界点まで本工事所掌とする。

ウ. プラント汚水の排水管(その他の汚水を集合して排水する場合を含む)は、

本工事所掌とする。

1.3.5.2

基本条件

1.3.5.2

設計図書

本工事は、次の図書（以下「設計図書」という。）に基づき施工する。

適用順位は、(1)、(2)、(3)の順とする。

(1) 実施設計図書

(2) 本特記仕様書

(3) 東京都工事標準仕様書（平成14年度版）

① 東京都土木工事標準仕様書

② 東京都建築工事標準仕様書

③ 東京都改修標準仕様書

④ 東京都機械設備工事標準仕様書

⑤ 東京都電気設備工事標準仕様書

1.3.5.3

基本条件

(1) 本工事で、施工中又は完了した部分であっても、「1.3.3.1 実施設計の変更」が生じた場合は、請負者の責任において変更しなければならない。

この場合、請負金額の増額は行わない。ただし、建築工事については、プラントの性能及び機能を確保する上で関わりのない部分において、工事の施工が設計図書に適合し、設計及び施工上のかしがない場合は、この限りではない。

(2) 実施設計図書について、その一部を先行して承諾したときは、その範囲内に限り請負者の責任において工事を施工することができる。

1.3.5.3

施工図等の提出

(1) 本工事の施工にあたっては、事前に仕様書、製作図、施工図、計算書、施工要領書、検討書等を各2部提出し、組合の承諾を得てから工事に着手する。

(2) 施工図等の提出にあたっては、資料及び口頭により内容説明を行い、承諾処理の効率化を図ること。

1.3.5.4

建築設備工事の施工業者の選定

建築設備工事の施工業者は、設計図書の区分により、組合の競争入札参加有資格者（設備工事等級A）の中から選定する。

1.3.6

施工管理

この工事における工事現場の適正な施工体制の確保等については、東京都工事標準仕様書によるほか、「東京二十三区清掃一部事務組合工事適正化推進要領」及び別紙「工事施工の適正化に係る特記仕様書」による。

(2) 試験方法

性能試験は、定格運転及び軽負荷運転について実施する。

① 定格運転

ア. 試験当日の1日前からほぼ全炉定格運転に入るものとする。

イ. 特記仕様書に示すごみ質及び実施設計図書の焼却能力曲線に見合った焼却量を確保するため、各炉連続12時間以上の計測を実施する。

ウ. 灰溶融炉及び灰処理設備は、試験当日の1日前からほぼ全炉定格運転に入るものとし、溶融能力及び処理能力を確保するため、各炉連続12時間以上の計測を実施する。

② 軽負荷運転

ア. ガス化溶融炉1基について、定格焼却能力の70%程度の運転を行う。

イ. 実施時間は、12時間以上とする。

(3) 性能試験要領

請負者は、試験内容及び運転計画を記載した性能試験要領書を提出し、組合の承諾を得た後、試験を実施する。

(4) 性能試験項目と実施方法

① 定格運転時の性能試験は、「表 1.4-1-1 性能試験の項目と方法」により実施する。

② 軽負荷運転時の性能試験は、「表 1.4-1-1 性能試験の項目と方法」に示す項目番号のうち「1」、「2」、「3」、「8」、「17」について実施する。

③ 性能試験における試料の採取、計測、分析、記録等は、請負者の所掌とする。

④ 試料採取の時刻は、監督員の指示による。

(5) 計測及び分析機関

性能試験における試験項目についての計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とする。また、ダイオキシン類の分析は、国が行う精度管理指針に基づき、適切に精度管理が行われ、計量法に基づく認定を受けている機関で実施する。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、組合の承諾を得て、適切な機関に依頼することができる。

(6) 性能試験成績書の提出

請負者は、性能試験終了後、性能試験成績書を引渡し前に3部提出する。

1.4.1.6

その他測定

(1) 請負者は必要な機能を確認するため、性能試験と同時又は引き続いて、監督員立会いのもとにその他測定を実施する。

(2) 測定方法

「1.4.1.5 性能試験」(2)①定格運転と同時又は引き続いて行う。

(3) 測定要領

「1.4.1.5 性能試験」(3)に準ずる。

(4) 試験項目と実施方法

「表 1.4-1-2 その他測定の項目と方法」による。

(5) 計測及び分析機関

「1.4.1.5 性能試験」(5)に準ずる。

(6) その他測定成績書の提出

「1.4.1.5 性能試験」(6)に準ずる。

第5節 か し 担 保

1.5.1

かし担保

1.5.1.1

設計のかし担保

- (1) 設計図書に記載した施設の性能及び機能は、すべて請負者の責任において保証する。
- (2) 引渡し後、施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、試験要領書を作成し、性能確認のため組合の指定する時期に、請負者の負担において確認試験を行う。
- (3) 確認試験の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、請負者の責任において速やかに改善する。
- (4) 請負者は、外構及び植栽等の別途工事の実施設計の検査合格後であっても設計内容にかしが発見されたときは、速やかに設計図書の補正を行う。
- (5) 請負者が前項の補正に応じないときは、組合がこれを行い、その費用を請負者から徴収する。
- (6) 外構及び植栽等の別途工事の実施設計のかしにより組合が損害を受けたときは、請負者は、その損害を賠償しなければならない。

1.5.1.2

施工のかし担保

- (1) 建築工事関係 (建築機械設備、建築電気設備を含む。)

引渡し後2年間とする。ただし、防水工事等については、下記のとおりとし、保証書を提出する。

① アスファルト防水

- |                             |        |
|-----------------------------|--------|
| ア. コンクリート (モルタル) 保護アスファルト防水 | 10年 保証 |
| イ. 断熱アスファルト防水               | 10年 保証 |
| ウ. 露出アスファルト防水               | 10年 保証 |
| エ. 浴室アスファルト防水               | 10年 保証 |

② 合成高分子ルーフィング防水 10年 保証

③ 塗膜防水 5年 保証

④ モルタル防水 5年 保証

⑤ く体防水 5年 保証

⑥ 仕上塗材吹き付け 5年 保証

⑦ シーリング材 5年 保証

⑧ ライニング 5年 保証

(2) プラント工事

引渡し後3年間とする。ただし、次の対象物については、それぞれ示した期間とする。

① 燃焼溶融炉及び灰溶融炉耐火物 1年

ただし、以下の部分を除く。

(燃焼溶融炉)

出滓口部分の耐火物

(灰溶融炉で電気加熱式の場合)

スラグライン耐火物、出滓口部分の耐火物

	(灰溶融炉で燃料加熱式の場合) 出滓口部分の耐火物、天井、バーナ火炎接触部付近の耐火物、灰側壁部耐火物	
	② ガス化炉及びボイラの耐火物及び炉内点検設備	2年
	③ 可動部分 プラントを構成する各要素のうち、そのもの本来の機能を発揮させるために、機械的に連続して駆動する機構を有するものをいう。	2年
	④ ボイラ設備(ボイラ本体)	5年
	⑤ 集じん設備のろ布	2年
1.5.1.3 かし担保確認要領書	請負者は「かし担保確認要領書」を組合に提出し、承諾を受ける。	
1.5.2 かしの判定・修補		
1.5.2.1 かし担保期間中の修補	(1) かし担保期間中に生じたかしは、請負者が無償で修補する。 (2) かし担保期間中に発注者が施工不良について疑義ある場合、発注者は当該部分の破壊又は非破壊検査の実施を請負者の負担で行わせることができる。	
1.5.2.2 かし判定に要する経費	請負者の負担とする。	
1.5.2.3 初回定期補修工事の経費負担	引渡し後、初回に実施する定期補修工事経費の分担は、下記のとおりとする。 (1) 組合の負担とするもの ① 分解、点検、清掃、調整に要する労務費 ② 消耗品の交換(材工共) ③ 潤滑油、薬品、キレート樹脂塔の樹脂類、灰溶融設備用電極棒(電気加熱式の場合)等交換(材工共) (2) (1)以外のものは請負者負担とする。	
1.5.2.4 かし判定及び修補	築炉、流動床炉散気装置又は熱分解ドラム胴・伝熱管部品等のかし担保の判定基準及び修補の方法を、以下に規定し、例示する。 (1) 築炉(燃焼溶融炉等及び灰溶融炉を除く) ① かし判定基準 引渡し後2年以内において次の基準により判定する。 ア. 耐火壁内面の摩耗、剥離、化学的浸食等による損耗量が当初基準面(完成時)より50mmを超えた場合 イ. 耐火壁の一部のずれ(せり出し、陥没)が当初基準面と50mm以上の差が出た場合 ウ. 運転上支障を来す事態が発生した場合 エ. 施工上の欠陥が発見された場合 ② 修補 上記の基準により、かしと判定された場合(1)の各項に対し、組合の指定する	

時期に修補する。

ア. ①ーア、イの場合、当初基準面と平滑な面になるよう積み直す。

イ. ①ーウ、エの場合、状況により、その後の安定した運転が確保できるよう修補する。

なお、築炉完工時及び乾燥だき終了時に築炉部主要計測データ(スケッチ、写真等を含む。)を提出する。

(2) 散気部品又はドラム胴・伝熱管

① かし判定基準

引渡し後、2年以内において、散気部品及びドラム胴・伝熱管の腐食、摩耗、焼損、破損等により性能に著しい低下が認められた時及びその他運転上支障がある事態が発生した場合

なお、散気部品は1年以内に設置場所を移動させてはならない。

② 修補

上記の基準によりかすと判定された場合には、組合の指定する時期にすべて新品と交換する。

(3) ごみクレーンバケット

① かし判定基準

引渡し後2年以内において次の基準により判定する。

ア. 下記に例示する主要部品に亀裂、破損、脱落、曲り、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合

主要部品: 爪、シェル、軸、ブッシュ、支持金具、オイルタンク、油圧シリンダ、油圧ポンプ、油圧バルブブロック、ケーブルコンセント、ケーブルリール

イ. その他運転上支障をきたす事態が発生した場合

② 修補

上記の基準により、かすと判定された場合には、修補又は新品と交換する。

(4) ボイラ設備 (ボイラ本体)

① かし判定基準

引渡し後5年以内において次の基準により判定する。

ア. 性能に著しい低下が認められた場合

イ. 外観上異常磨耗、変形、漏れ、亀裂が認められた場合

ウ. その他運転上支障を来す事態が発生した場合

② 修補

上記の基準により、かすと判定された場合には、状況により部分修補、全体修補、交換等の措置をとる。

(5) 洗煙設備

① かし判定基準

引渡し後3年以内において次の基準により判定する。

ア. 性能に著しい低下が認められた場合

イ. 冷却、吸収塔内の保護材に剥離又は30%以上の損傷が発生した場合

ウ. 蒸気式ガス再加熱器の伝熱面に孔食又は30%以上の腐食が認められた場合

エ. 外観上に変形、われ、亀裂等が認められた場合

オ. その他運転上支障を来す事態が発生した場合

② 修補

上記の基準により、かしと判定された場合には、状況により部分修補、全体修補、交換等の措置をとる。

(6) 触媒反応設備

① かし判定基準

引渡し後3年以内において次の基準により判定する。

- ア. 性能に著しい低下が認められた場合
- イ. 外観上に変形、われ、亀裂等が認められた場合
- ウ. その他運転上支障を来す事態が発生した場合

② 修補

上記の基準により、かしと判定された場合には、状況により部分修補、全体修補、交換等の措置をとる。

(7) 築炉(燃焼溶融炉及び灰溶融炉)

① かし判定基準

各溶融炉耐火物については、引渡し後1年以内において、次の基準により判定する。

- ア. 各溶融炉耐火物の摩耗、剥離、化学的浸食等による損耗量が、当初施工厚さ(完成時)の50%を越えた場合。ただし、燃料加熱式灰溶融炉の場合は60%を越えた場合。
- イ. 施工上の欠陥による耐火物の一部のずれ(せり出し、陥没)が、当初基準面と50mm以上の差が出た場合。
- ウ. その他運転上支障を来す事態が発生した場合
- エ. 施工上の欠陥が発見された場合

② 修補

- ア. ①ア、イの場合、当初基準面と平滑になるよう補修する。
- イ. ①ウ、エの場合、状況により、その後の安定した運転ができるよう修補する。

なお、築炉完工時及び乾燥だき終了時に、築炉部主要計測データ(スケッチ、写真等含む)を提出する。

- ウ. かし判定対象以外の各溶融炉耐火物は、溶融炉の停止を伴わない短時間の補修を除き、90日間の連続運転に十分使用できることを保証するとともに、引渡し後初回の定期補修工事まで請負者が無償で修補する(材工共)。

(8) 集じん設備のろ布

① かし判定基準

引渡し後2年以内において次の基準により判定する。

- ア. 性能に著しい低下が認められた場合
  - 引張り強度が著しく低下した場合
  - 通気度が $0.5\text{cm}^3/\text{cm}^2 \cdot \text{sec}$ 以下となった場合
- イ. 外観上に変形、穴あき、亀裂等が認められた場合
  - 顕微鏡観察による著しい穴あき、劣化が認められた場合を含む
- ウ. その他運転上支障ある事態が発生した場合

逆洗回数、圧力を増やしても差圧が基準値以下に下がらない等

なお、サンプリング箇所は、ろ布1本あたり上、中、下の3箇所とし、本



数は、室数、排ガスの流れ等を考慮して決定する。

② 修補

上記の基準により、かしと判定された場合には、状況により部分修補、全体修補、交換等の措置をとる。

なお、ろ布設置時に新品の計測データ(引張り強度、伸び率)を提出する。

また、ろ布サンプルの引張り強度、通気度、顕微鏡観察試験及び集じん器内部観察、点検については、引渡し後3年間は請負者の負担により実施する。